

木造住宅耐震化補助制度のご案内

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造住宅は地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

倒壊すると、命の危険や避難・救助の妨げになる場合があります。

新潟市の制度を活用し、耐震化をご検討ください。



● 補助制度の拡充 耐震化を進める方へ補助を強化

耐震設計 (耐震診断含む)

上限 **25万円** 2ページ参照

耐震改修工事

上限 **140(170[※])万円**

※ 高齢者等住宅に限る (3ページ参照)

新

除却工事[※]

上限 **50万円**

見直しポイント

- ・ 耐震診断と設計を一本化
- ・ 補助額を拡充
- ・ 新たに除却工事を追加

耐震診断のみの補助はありません

※ 高齢者等住宅に限る (3ページ参照)

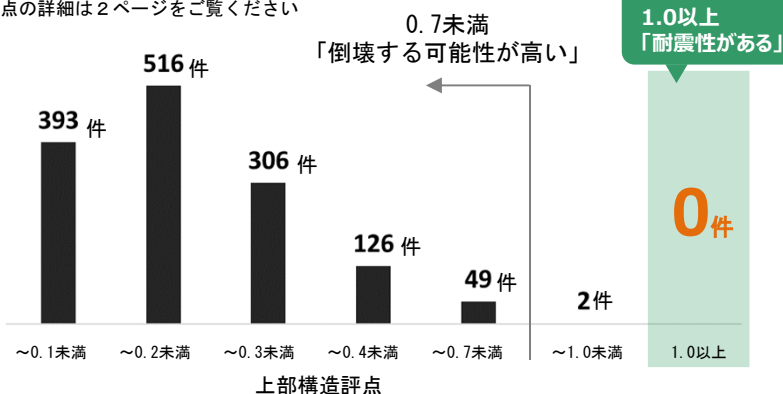
● 過去の耐震診断の結果と平均耐震設計・改修工事費

耐震診断とは、大規模な地震(震度6強~7)が起きたときに住宅が耐えられるかどうかを判断するものです。平成27年度から令和6年度の期間で市の制度を活用して診断した合計**1,392件**の内、「耐震性がある」と判定された住宅は**0件**で、ほぼすべての住宅で「倒壊する可能性が高い」と判定されました。

※令和3~5年度の補助利用者平均(設計のみ)に一般的な耐震診断費用を加算

■ 過去の耐震診断の結果

評点が高いほど、地震に強くなります
評点の詳細は2ページをご覧ください



■ 平均耐震設計費[※] (耐震診断含む)

平均約**50万円**

※令和3~5年度の補助利用者平均

■ 平均耐震改修工事費[※] 等

平均約**500万円**

最高約**1,200万円**

(昭和53年築 延床面積178㎡ 2階建)

最低約**200万円**

(昭和51年築 延床面積56㎡ 2階建)

■ 「誰でもできるわが家の耐震診断」 一般財団法人日本建築防災協会
一般の方が自らの住まいの耐震性を調べたい場合の簡単な診断法

診断はこちらから



耐震設計補助（耐震診断含む）

補助条件

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された場合に市登録の耐震診断士が所属する建築士事務所が上部構造評点を1.0以上とする設計を行うもの

対象住宅 以下を全て満たすもの（耐震診断未実施）

- ・個人所有の木造戸建て住宅
- ・2階建て以下
- ・延べ床面積500㎡(約151坪)以下
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの

もしくは上記に加え、以下の診断済みの住宅

- ・過去に市長が定める方法※で耐震診断を実施し、上部構造評点が1.0未満だったもの

※「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」（一財日本建築防災協会）に基づく一般診断法で、公財新潟県建築士会の判定会の審査を受けたもの

申込期間

令和7年4月14日(月)～令和7年12月12日(金)

新潟市木造住宅耐震診断士

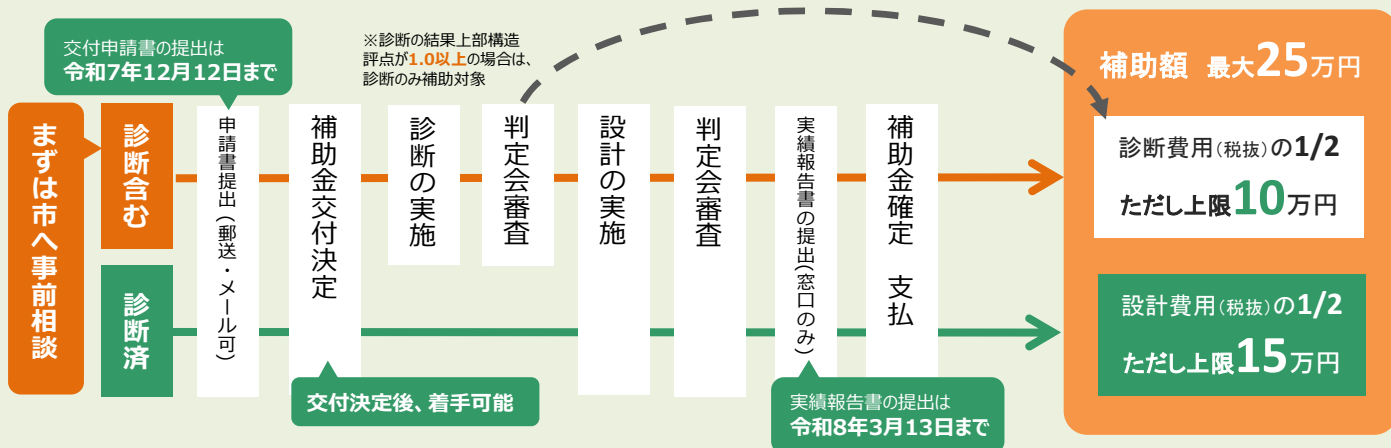
建築士の資格を持ち、かつ市が認める講習会を修了し新潟市の登録を受けた方



対象とならない住宅

- ・延べ面積の過半部分が住宅以外(店舗など)
- ・昭和56年6月1日以降に延べ面積の過半を増築
- ・(ハウスメーカー等の)型式適合認定によるプレハブ工法
- ・2×4工法、長屋、混構造 など

⚠ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満だった場合で、設計を取り止めると原則、**診断の補助も対象外**となります



● 耐震診断結果について

■ 診断結果は右の4段階で判定されます

診断の結果は、上部構造評点という数値で表されます。上部構造評点が高いほど地震に強いことを意味し、上部構造評点が1.0未満の場合、大地震時に倒壊のおそれがあります。

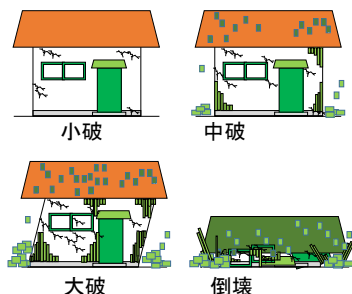
$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{住宅が保有している力}}{\text{大地震に耐えるのに必要な力}}$$

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■ 大地震時の被害想定を目安

被害 \ 震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7 1.0	1.3	
倒壊			0.4	0.4	1.0 0.7 0.4

耐震改修を行うことで上部構造評点が上がリ、大地震時において住宅の倒壊を防ぐだけでなく、家の被害を少なく抑えることができます。



耐震改修工事補助

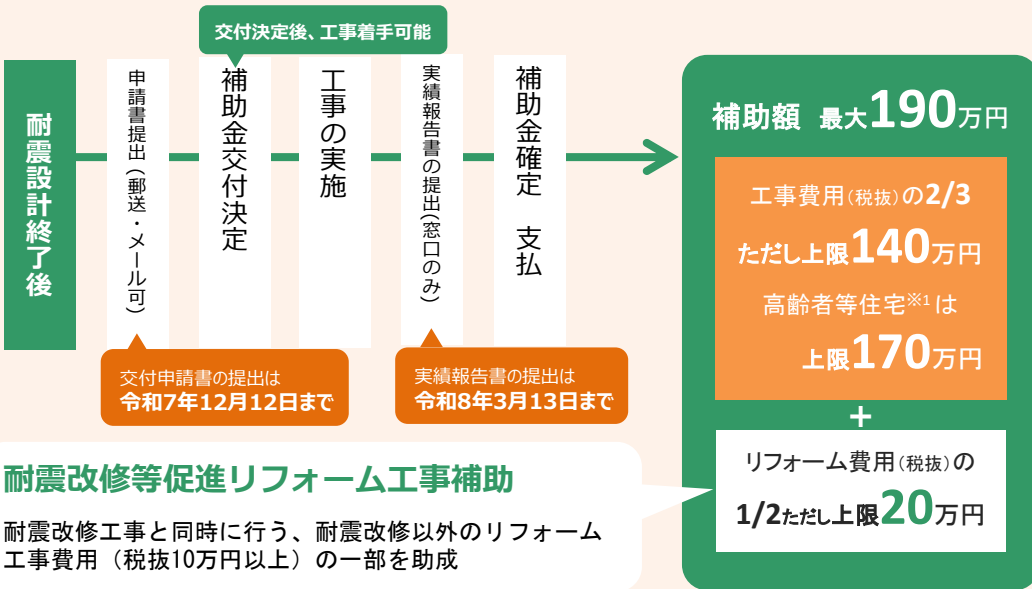
補助条件

2ページの耐震設計に基づき、市登録の耐震診断士の監理の下、工事を行うもの。

申込期間

設計と別年度の申請も可能

令和7年4月14日(月) ~ 令和7年12月12日(金)



※1 高齢者等住宅

- 65歳以上の者のみが居住する住宅
- 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者が居住する住宅
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者が居住する住宅
- 療育手帳Aの交付を受けた者が居住する住宅

耐震改修等促進リフォーム工事補助

耐震改修工事と同時に行う、耐震改修以外のリフォーム工事費用(税抜10万円以上)の一部を助成

改修工事費等を抑えるために

■ 低コスト耐震補強

改修時の解体部分を最小限に抑え、「住みながらの工事」「改修費用削減」が可能となる設計方法を選択することができます。

■ 段階的耐震改修工事

工事を2段階に分け、第1段階として、上部構造評点を1階のみ1.0以上にする又は住宅全体を0.7以上にする一部耐震改修工事を行うことができます。

補助額 第1段階: 上限80万円(100万円※1) 第2段階: 上限60万円(70万円※1)

■ 代理受領制度(設計、改修・除却工事、シェルター)

業者が申請者の代理で補助金を受領することで、申請者は工事費と補助金の差額分のみ支払えばよくなります。(※業者の同意が必要です)

低コスト耐震補強は



こちらから確認できます

耐震改修工事をした際の 税制優遇

- 所得税控除(工事年分)
※R7年12月31日まで
- 固定資産税の1/2を軽減(当該家屋の工事翌年分)
※R8年3月31日まで

除却工事補助

対象住宅

以下を全て満たすもの

- 2ページの耐震設計と同じ対象住宅の内、高齢者等住宅※1または世帯全員の住民税が非課税の住宅
- 一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満、または「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点の合計が7点以下

補助条件

上記対象住宅の全てを取り壊す工事

「誰でもできるわが家の耐震診断」

一般財団法人日本建築防災協会

一般の方が自らの住まいの耐震性を調べたい場合の簡単な診断法

診断はこちらから



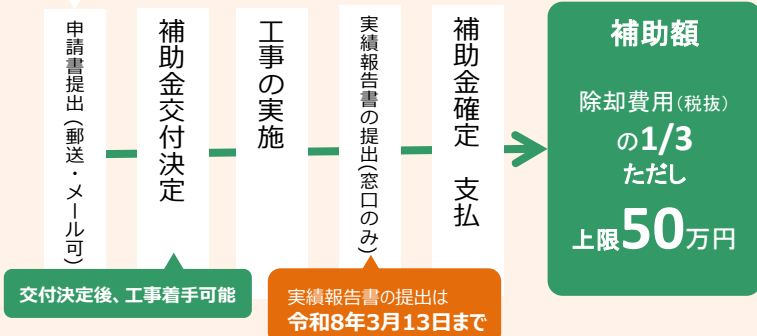
申込期間

令和7年5月12日(月) ~ 令和7年5月30日(金)

今年度の受付件数は13件程度を予定しています。

上記期間内に受付件数を超えた場合は抽選の上、交付決定を行います。

上記期間内に受付件数に達しない場合は、6月以降も先着順で受け付けます。



①耐震シェルター・防災ベッド設置補助

補助の対象となる製品はこちら ▶



経済的な理由などで大掛かりな耐震改修ができない場合に、より少ない費用（約45万円～）で寝室や睡眠スペースを守る装置として耐震シェルターや防災ベッドがあります。

対象住宅 以下を全て満たすもの

- ・ 2ページの耐震設計と同じ対象住宅の内、3ページの高齢者等住宅
- ・ 一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満、または「誰でもできる耐震診断」の評点の合計が7点以下

補助額 最大50万円

設置費用(税抜)の1/2

ただし上限30万円

+

リフォーム費用(税抜)の

1/2ただし上限20万円



耐震シェルターは、住宅の1階の部屋内に設置し、地震で倒壊してもその部屋を守ってくれる装置。



防災ベッドは、頑丈なフレームで上部が覆われているベッドで地震で倒れてきた家具などから守ってくれる装置。

耐震改修等促進リフォーム工事費補助

設置工事と同時に行う、耐震改修以外のリフォーム工事費用（税抜10万円以上）の一部を助成

②家具転倒防止補助

補助事業の詳細はこちら ▶



タンスや食器棚、書棚などの家具を、金物や添え木を用いて柱などの構造部材に強固に固定するものに対し、補助します。

対象世帯

- ・ 3ページの高齢者等住宅

対象となる家具

- ・ 木質系のタンス、食器棚、書棚等

対象とならない経費

- ・ 金物や添え板等の材料費、家具の移動費用

補助額

家具1か所

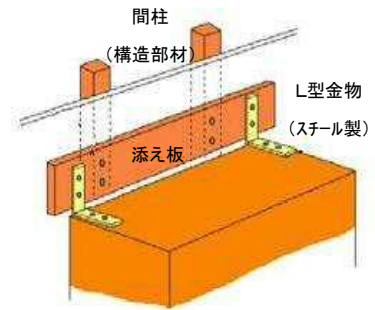
上限4,000円

家具2か所

上限5,000円

家具3か所

上限7,000円



③危険ブロック塀等撤去工事補助

申込期間：令和7年4月14日(月)～令和7年11月14日(金)

道路等や避難地等に面し、倒壊等のおそれがある1m以上のブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

対象工事

- ・ ブロック塀等の全部を解体し撤去又は接する道路面からの高さを1m未満にする工事

撤去費用 次のいずれか少ない額

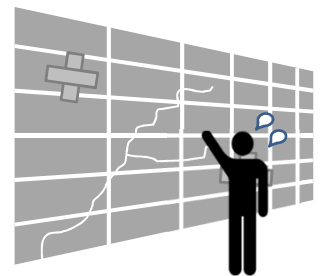
- ・ 撤去工事に要する費用（基礎の撤去費用は含まない）
- ・ 撤去するブロック塀等の長さ1m当たり17,400円を乗じた額

補助額

撤去費用(税抜)の1/2

ただし上限15万円

補助事業の詳細はこちら ▶



申請窓口・問い合わせ先

各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます▶

新潟市 耐震対策

検索

新潟市建築部建築行政課(担当:建築行政係)

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

TEL:025-226-2841(直通) FAX:025-229-5190 MAIL: kenchiku@city.niigata.lg.jp

